

政治資金適正化委員会規程

〔 平成 20 年 4 月 2 日
政治資金適正化委員会決定 〕

(趣旨)

第1条 政治資金適正化委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、法令に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(委員長の互選)

第2条 委員長の互選は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選者とする。得票同数の者が 2 人以上あるときは、くじで当選者を定める。

2 委員会は、委員に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の場合においては、被指名者をもって当選者と定むべきかどうかを会議に付し、委員全員の同意を得た者をもって当選者とする。

(委員長の任期等)

第3条 委員長の任期は、委員の任期とする。

2 委員長が委員を辞任し、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、速やかに委員長の互選を行わなければならない。

(委員の辞任等)

第4条 委員を辞任しようとするときは、辞職願を委員長を経て総務大臣に提出しなければならない。

2 委員長の職を辞しようとするときは、辞職願を政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 33 第 3 項に規定する委員に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(会議の招集)

第5条 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所、議題及びその他必要な事項を定めて、委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

(審議の内容等の公表)

第7条 委員長又は委員長の指名する者は、会議の終了後、必要に応じて、記者会見を行い、会議における審議の内容等を公表する。

(議事要旨)

第8条 委員長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事要旨の一部又は全部を公表しないものとすることができます。

(議事録)

第9条 委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができます。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月2日から施行する。